

# 要 請 書

2020 年 8 月

宜 野 湾 市

宜基渉第57号  
令和2年8月28日

殿

一日も早い閉鎖・返還の実現をはじめとする普天間飛行場に係る問題の  
早期解決に向けた協力について（要請）

貴殿におかれましては、平素より日米間の諸問題の解決に向けご尽力されていることに対し、心より敬意を表します。

市域面積の約24%を占める普天間飛行場は、戦後70年以上が経過した現在においても本市の中心部に存在し、航空機事故の危険性や騒音被害等、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに加え、都市機能や交通体系、効率的なまちづくりを進める上での阻害要因となっており、地域経済面での発展にも大きな影響を及ぼしております。

普天間飛行場はその危険性故、1996年のSACO合意において5年乃至7年以内に全面返還されることが日米間で合意されましたが、返還は実現しないまま既に24年が経過しております。

その間、2004年には沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故が発生し、2017年には普天間第二小学校のグラウンドに米軍ヘリの窓が落下するという重大事故が発生するなど、危険性は放置され続けるとともに、昼夜を問わない航空機騒音に加え、ジェット戦闘機をはじめとする外来機の飛来により、騒音被害を訴える市民からの切実な声も、年々増加の一途をたどっており、過重な基地負担が続いております。

また、2020年4月には普天間飛行場から米国において製造が禁止されているPFOS・PFOAを含む大量の泡消火剤が基地の外へ漏出し、泡が市街地を飛散するなど、市民生活に大きな影響を与えております。

この24年間、最も苦しんできたのは紛れもなく宜野湾市民であり、その苦しみはもはや限界であります。

『返還合意の原点は危険性の除去及び基地負担の軽減であり、  
普天間飛行場の固定化は絶対にあってはなりません』

つきましては、一日も早い閉鎖・返還の実現をはじめとする普天間飛行場に係る問題の早期解決に向け、下記のとおり要請しますので、日米両政府間で解決に向け真摯に取り組んでいただきますようお願いいたします。

## 記

1. 普天間飛行場を絶対に固定化・継続使用せず、一日も早い閉鎖・返還を実現すること
2. 日米両政府の真摯な協議の下、普天間飛行場の返還期日を早期に確定させること
3. 返還されるまでの間の普天間飛行場の危険性除去及び基地負担軽減について、市民が実感できるよう、日米両政府においてこれまで以上の取り組みを行うこと
4. 日米両政府で合意されている「普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に遵守し、市民が特に苦しむ夜間飛行及び住宅地上空における旋回飛行訓練を行わないこと
5. 市民生活に甚大な影響を及ぼすジェット戦闘機をはじめとする外来機の飛来を禁止すること
6. 普天間飛行場に配備されている MV-22 オスプレイを他の拠点へ移駐すること
7. 4月に発生した普天間飛行場における泡消火剤漏出事故について、同様な事案が二度と起こらないよう、原因究明とともに、再発防止策を確実に講じ、安全管理の徹底を図るとともに、PFOS が含まれている泡消火剤について、早急に交換すること

宜野湾市長

松川 正則